

令和4年 第1回能勢町総合教育会議

とき:令和4年3月28日(月)
午後1時～
ところ:本館第1会議室

【次第】

1. 能勢町教育大綱(案)について

2. その他

配布資料

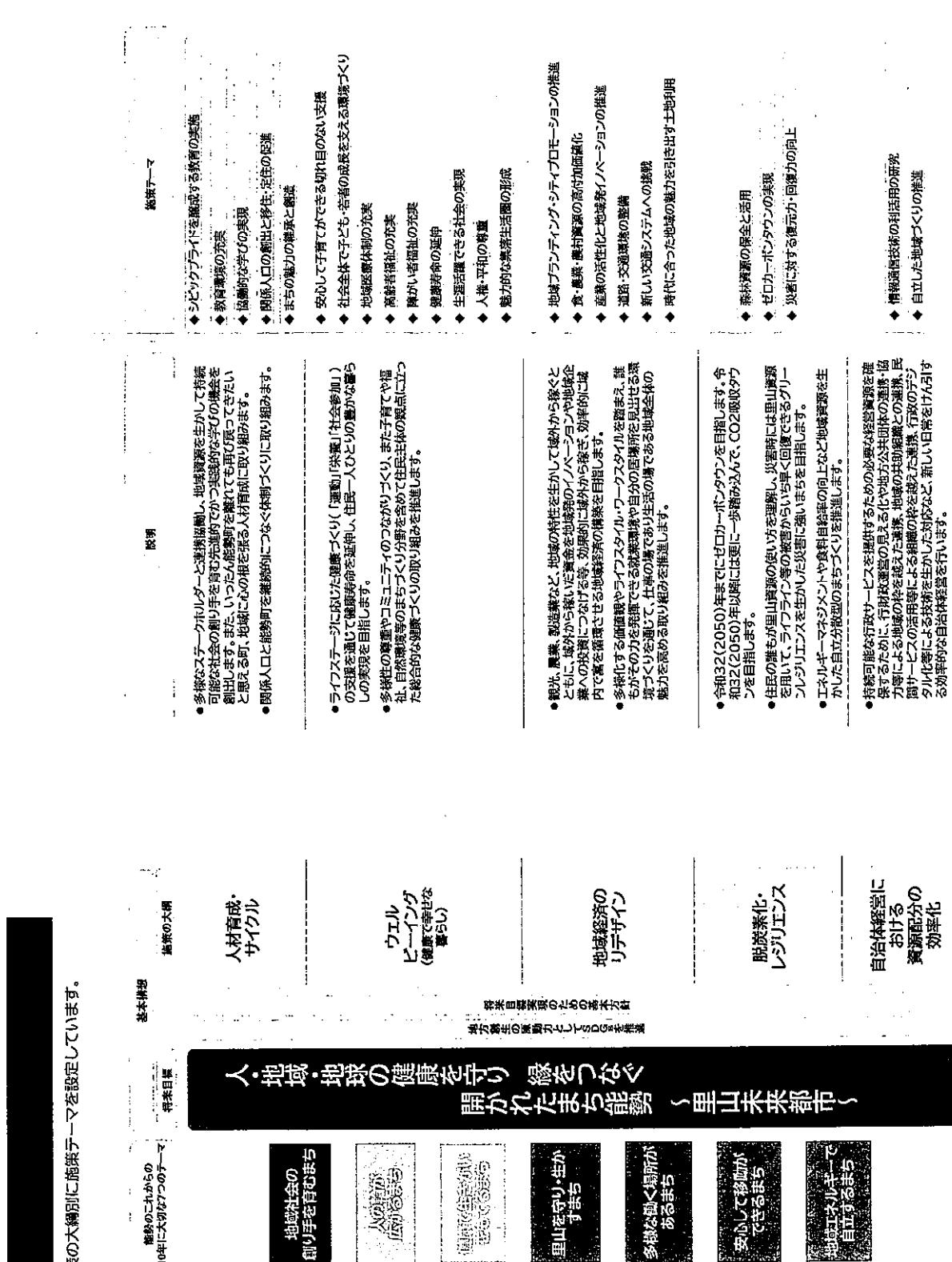
- ①能勢町教育大綱(案) 資料1
- ②第6次総合計画(基本計画－施策の体系について－) 参考資料1
- ③第3期教育振興基本計画(概要) 参考資料2
- ④能勢町総合教育会議設置規則 参考資料3
- ⑤能勢町総合教育会議運営要綱 参考資料4

総合教育会議構成員名簿

職名	氏名
能勢町長	上森 一成
能勢町教育委員会 教育長	加堂 恵二
能勢町教育委員会 教育長職務代理者	市村 依子
能勢町教育委員会 教育委員	中澤 安弘
能勢町教育委員会 教育委員	畠中 勝身
能勢町教育委員会 教育委員	的場 麻子

体系圖

基本構想で定めた将来目標や、施策の大綱にて第1期第2期を設定しています。



01 人材育成・サイクル シビックプライドを醸成する教育の実施



施策が目指す基

特色ある教育プログラムにより子どもたちの生きる力が育まれ、シビックプライドの醸成が進んでいる

現状と将来予測から見た課題 ▲：将来予測から見た課題

- 平成28(2016)年の能勢さざなぎ学園の開校以来、「グローバル人材の育成」を目標に掲げ、地域事象から出発し、世界的な視野で考え、地域課題解決に挑むことのできる人材の育成」をテーマに小中高一貫教育に力を入れてきました。令和4(2022)年度より義務教育学校へ移行し、より子どもたちの成長に則した学習過程に取り組む予定です。引き続き、学力・体力・体力の向上、人権教育などの取り組みを推進するとともに、継続的なキャリア教育や児童生徒の交流促進、体験学習など、持続可能な地域社会の創り手を育むために、地元に根差した独自の取り組みを進めることが必要です。
- 社会全体で安心して子育てできる環境を整備する観点から学校と地域がパートナーとして連携・協働していく関係づくりが求められています。今後は皇近な大人と出会い、学び機会を増やして、子どもたちが夢を持つことができるような実践を進み上げていく必要があります。

- 全国体力・運動能力・運動習慣等調査の分析から、子どもたちの体力に関して様々な課題が見られます。日常の体育授業の工夫・改善、また学校と家庭が連携し、運動・食事・睡眠など子どもたちが規則正しい生活習慣を身に付けるための取り組みが求められます。

施策の方向性

高校を含めた一貫教育における体系的な教育プログラムの推進

- 大阪府立豊中高等学校能勢分校との連携を踏まえた一貫教育において、「学力向上」、「能勢探究」、「キャリア教育」の授業づくりを推進し、子どもが自立して社会で生き抜く力を育みます。
- 義務教育学校へと移行し、9年間を通じて子どもの個性に応じた指導が体系的に実践できるようなカリキュラム編成や学校マネジメントの一貫性を確保します。
- 子どもたちが将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するためのキャリア教育を推進し、アントレプレナーシップを育みます。

豊かな心と健やかな体の育成

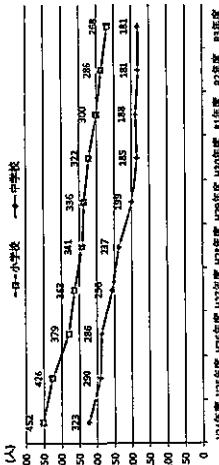
- 豊かな人間性の育成や人権教育の推進、いじめや不登校への対策を推進し豊かでたくましい人間性を育みます。
- 体力づくり、健康教育・保健指導の実施、食育の推進などにより健やかな体の育みに努めます。
- シビックプライドを高める人材育成
- 地域の魅力を学び、地域資源を生かした体験学習や地域と関わる活動を通じてシビックプライドを育み、自分自身が地域に関わって地域をよくしていくこうとする自負心を育てます。

他施策との主な連携

- O2 教育環境の充実
- O3 激動的な学びの実現
- O4 関係人口の創出と移住・定住の促進
- O5 まちの魅力の継承と創造
- 13.人権・平和の尊重

関連する主な個別計画

- 第2次能勢町子ども・子育て支援事業計画
- 能勢町教育基本方針



小学校・中学校の児童生徒数

02 | 人材育成・サイクル 教育環境の充実



卷之三

ICT教育環境の整備と、指導力の向上により質の高い教育環境が整
町ぐるみで安全安心な学校づくりが行われております、地域資源の活用や

卷之三

卷之三

- 子どもたちが日々安全で安心な学校生活を送ることができるよう定期的に施設点検管理を実施し、教育環境を整備しています。今後も徹底した維持管理に努め、施設の劣化や損傷等に対しては早急な対応をいかげるとともに、施設の長寿化を図る必要があります。
 - スクールバス運行やしあわせやの隊の活動により、良好な通学環境が築かれていますが、人口減少とともに見守りや指導の担い手、受え手が少なくなっていくことが懸念されています。

■ICT教育環境の整備として、児童生徒に1人、1台端末を導入し授業で活用しています。今後は通信環境の改善などにより一層効果的に活用していくことが重要となります。

■ 教員の指導力向上を目的として、相互授業参観を行い意見交換の機会を開催するなどの取り組みを行っています。また、支援の必要な児童生徒においては支援学級、通級指導教室とともに個別の支援計画を作成し、専門家の意見を参考にしながら細やかな指導を行っていますが、支援が必要な児童生徒の割合は増加しており、一人ひとりの課題に合わせたきめ細やかな対応が求められるため体制の見直しや福祉部局との一層の連携が必要です。

瓶蓋の方向性

第三回

- ・子どもたちが安心して通学ができるよう、地域や関係機関と一緒にとなって通学路の安全対策を推進します。また、生活や交通、災害等に関する安全教育を推進し、子どもたちの安全行動に対する資質の向上に取り組みます。
 - ・施設について予防保全型の対策を進め、計画的修繕による長寿命化を図ることと共に、管理運営コストの削減や設備などの省エネルギー化を推進します。また時勢に即した設備機器の導入、更新を実施します。



- 学習環境の実現

 - ・ ハード・ソフトの両面からより一層のICT教育環境の整備を進め、ICTを活用した主体的・対話的な深い学びを実践するとともに、情報活用能力を育成し子どもたちの自立につなげていきます。

- ・子どもたちの個性を伸ばし、知・感・体を兼ね備える人間形成を図るため、教職員の研修体制の充実等、指導力の向上に努めるとともに、教職員の組織的・継続的な人材育成と質質向上を目指します。
 - ・スクールソーシャルワーカーを配置して支援を必要とする児童生徒や課題を有する子どもに対しその細やかな指導や支援を実施するとともに、関係機関や社会資源との連携を図るなど体制の強化に努めます。
 - ・スクールカウンセラーの配置により、児童生徒のケア及び教職員の支援を実施します。



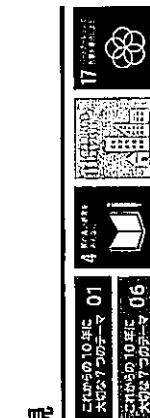
- ・01.シビックプライドを醸成する教育の実施
 - ・02.協働的な学びの実現
 - ・03.豊かな学びの実現
 - ・04.まちの魅力の継承と創造
 - ・05.まちの切れ目がない支援
 - ・06.安心して子育てができる切れ目がない支援
 - ・07.社会全体で子ども・若者の成長を支える環境づくり



- 選する主な個別計画

 - ・第2次能勢町子ども・子育て支援事業計画
 - ・能勢町教育基本方針
 - ・能勢町ICT教育環境整備方針

03 | 人材育成・サイクル 協働的な学びの実現



■ 現状と将来予測から見た課題 ▲：将来予測から見た課題

施策が目指す姿

子どもや若者が様々な活動を通じて地域住民をはじめとした多様な他者と協働しながら、持続可能な社会の創り手として成長している

現状と将来予測から見た課題

▲：将来予測から見た課題

■ 能勢ささゆり学園では学校、地域、行政が一体となって魅力ある学校づくりを行いうつミニユニティ・スクール（学校運営協議会制度）の社組みを取り入れ、学校運営に関する協議を進めています。また、幅広い層の地域住民の方々により授業支援、行事等の企画立案運営、登下校の見守り活動のほか、放課後における居場所づくりとして学習・体験活動などが実施され、子どもたちの豊かな経験、重つな体験につながっています。これらを通じて、子どもたちの地域への愛着や誇りを育み、豊かな感性や社会貢献の意欲など未来を創る主役として一人ひとりの可能性を引き出していくことが求められます。

■ 将来、地域ならではの新しい価値を創造し、地域を支えることができる人材の育成に向けて、地域を知り、親しみの機会を子どもたちに創出することが重要です。特に、能勢郡に唯一の高校である大阪府立能勢中高等学校能勢分校では、大学や企業等と連携のもと地域特性に立脚した課題探求の学びを実践されており、地域エネルギー会社の設立に当たっては能勢町と合同で講習会を開催し、海外の事例調査を行いました。また、「地域魅力度」では部員が地域の課題解決や能力発信などに取り組んでいます。

■ 児童生徒数が減少する中で、能勢分校への入学者は減少しています。一方で、全国では、都道府県の件を超えて、地方の魅力ある高校へ入学する「地域留学」を行う生徒が増加しています。能勢町では、能勢分校と地域の連携により大阪府内の生徒が町内の住民の家で下宿しながら同校に通学できる里山留学制度を令和3（2021）年度に開始しました。地域の教育資源を生かし、若者を地域に呼び込むことで地域の活性化が期待されます。

施策の方向性

能勢分校との連携

- ・ 能勢分校と能勢ささゆり学園との連携・交流により学びの場の提供や学年を越えた絆やつながりを育みます。
- ・ 豊能郡で唯一の高校である能勢分校は教育機関であるとともに、高校が持続的な地方創生の核としての機能を有するとの意識を持ち、人材の好循環や地域活力の創造に向けて連携協力を強化します。
- ・ 里山留学制度により生徒を受け入れ、地域の教育資源の活用とともに活性化につなげます。また町の地域資源を生かし、能勢分校と地域が連携した教育プログラムを実践することで、能勢ならではの教育環境の構築に取り組みます。

多様なステークホルダーとの実践

- ・ 地域の課題を解決できる実践力ある人材育成やまちの活性化に向けて、様々な分野の専門家や大学、企業等との連携を促進します。
- ・ 若者世代の意見を反映させたまちづくりを実践していくため、能勢ささゆり学園や能勢分校等との意見交換を積極的に実施します。

地施策との主な連携

- ・ 01. シビックプライドを醸成する教育の実施
- ・ 02. 教育環境の充実
- ・ 04. 関係人口の創出と移住・定住の促進
- ・ 05. まちの魅力の継承と創造
- ・ 07. 社会全体で子ども・若者の成長を支える環境づくり
- ・ 21. 森林資源の保全と活用
- ・ 25. 自立した地域づくりの推進

関連する主な個別骨子

- ・ 第2次能勢町子ども・子育て支援事業計画
- ・ 能勢町教育基本方針
- ・ 能勢町 SDGs 未来都市計画

05 | 人材育成・サイクル まちの魅力の継承と創造



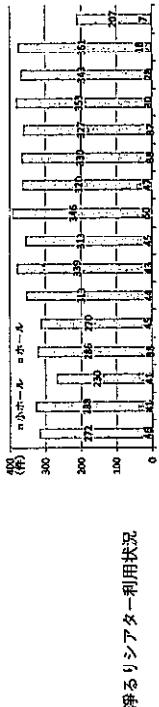
施設が目指す姿

能勢の歴史や伝統、文化を通じて地域に対する愛着や豊かな心が育まれ、保存・継承や活用により地域の資源として新たな価値が創造されている

■ 現状と将来予測から見た課題

- 能勢町土芸能保存会においては国の選択無形民俗文化財「能勢の淨瑠璃」の保存・継承として、おやじ制度により後継者の育成や淨瑠璃公演を実施し、伝統文化を未来につなげています。能勢人形淨瑠璃角座においては定期公演のほか、能勢ささゆり学園の児童を中心とした「能角座ショニニア発表会」や町内外からの公演公演を実施し、能勢町のPRに努めています。新型コロナウイルスの流行により公演の実施が困難になつてからは、これまでの公演をデジタルライブ配信によって行っています。
- 能勢町土芸能保存会や能角座では町公報誌などにおいて定期的にメンバーを募集し、後継者の育成を行っていますが、高齢化や町外への進学・就職のため、後継者の確保が困難になつています。

- 平成29（2017）年には新たに「山辺の獅子舞」と「野間出野の獅子舞」が大阪府の記録作成等の位置を誇るべき無形の民俗文化財として選択されました。が、「若宮神社のツブラシ」は柱死により指定が解除されました。能勢町では国天然記念物の「野間の大ケヤキ」の管理者として保護増殖事業を行い、保護に努めるとともに、隣接する能勢町けやき資料館を指定管理にて運営し、地域資源の保全に努めています。
- 能勢町の里山では、里山資源を賢く利用して生活する知恵と文化があり、里山資源を利用した生活を知っている方や覚えている方がいますが、これらの体験を次の世代に継承できていない現状があります。



施策の方向性

淨瑠璃の里文化の振興

- 江戸時代後期から地蔵に根付き、育まれてきた能勢の淨瑠璃の保存・継承及び発展に向けた支援を行います。
- 次世代を担う人材育成に努めることともに、淨瑠璃をはじめとする芸能・生活・産業・景観等において形成された地域文化を尊重し、情報発信や普及に努めます。

芸術文化活動の推進

- 淨るりシアターの活用などにより、多様な分野の優れた文化芸術を鑑賞・体験する機会を提供します。
- 地域住民等による文化芸術活動のサポートや場の提供を行います。

地域資源の再評価と活用

- 文化財の調査・研究を通して、資料の収集・保存と活用により地域文化の保護・伝承に努めます。
- 観光や産業分野との連携により地域資源の情報発信や活用を行い、伝統的な文化や風土を生かした特色あるまちづくりを推進します。

他施策との主な連携

- 01. シビックプライドを醸成する教育の実施
- 02. 教育環境の充実
- 03. 協働的な学びの実現
- 15. 地域プランディング・シティプロモーションの推進

開拓する主な箇別計画

- 能勢町教育基本方針

第1部 我が国における今後の教育政策の方向性

I 教育の普遍的な使命

改正教育基本法に規定する教育の目的である「人格の完成」、「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」と、教育の目標を達成すべく、「教育立国」の実現に向け更なる取組が必要

II 教育をめぐる現状と課題

1 これまでの取組の成果

- 初等中等教育段階における世界トップレベルの学力の維持
- 給付型奨学金制度、所得連動返還型奨学金制度の創設
- 学校施設の耐震化の進展 等

2 社会の現状や2030年以降の変化等を踏まえ、取り組むべき課題

- (1)社会状況の変化
人口減少・高齢化、技術革新、グローバル化、子供の貧困、地域間格差 等
- (2)教育をめぐる状況変化
○子供や若者の学習・生活面の課題 ○地域や家庭の状況変化
○教師の負担 ○高等教育の質保証等の課題
- (3)教育をめぐる国際的な政策の動向
○OECDによる教育政策レビュー 等

IV 今後の教育政策に関する基本的な方針

- 1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要な力を育成する
- 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
- 3 生涯学び、活躍できる環境を整える

III 2030年以降の社会を展望した教育政策の重点事項

第2期計画の「自立」「協働」「創造」の方向性を継承し、以下の姿を目指す

『個人と社会の目指すべき姿』

(個人) 自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成

(社会) 一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現、社会(地域・国・世界)の持続的な成長・発展

『教育政策の重点事項』

- 「超スマート社会(Society 5.0)」の実現に向けた技術革新が進展するなか「人生100年時代」を豊かに生きていくためには、「人づくり革命」、「生産性革命」の一環として、若年期の教育、生涯にわたる学習や能力向上が必要
- 教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化することを今後の教育政策の中心に据えて取り組む

V 今後の教育政策の遂行に当たって特に留意すべき視点

1. 客観的な根拠を重視した教育政策の推進

- ・ 教育政策においてPDCAサイクルを確立し、十分に機能させることが必要
企画・立案段階：政策目標、施策を総合的・体系的に示す[ロジックモデルの活用、指標設定]
実施段階：毎年、各施策のフローアップ等を踏まえ着実に実施
〔職員の育成、先進事例の共有〕
評価・改善段階：政策評価との連携、評価結果を踏まえた施策・次期計画の改善
- ・ 客観的な根拠に基づく政策立案(EBPM(Evidence-Based Policy Making))を推進する体制を文部科学省に構築、多様な分野の研究者との連携強化、データの一元化、提供体制等の改革を推進

2. 教育投資の在り方(第3期計画期間における教育投資の方向)

- ・ 人材への投資の抜本的な拡充を行うため、「新しい経済政策パッケージ」等を着実に実施し、教育費負担を軽減
- ・ 各教育段階における教育の質の向上のための教育投資の確保
○学校指導体制・指導環境整備、チーム学校 ○学校施設の安全性確保(防災・老朽化対策)
○大学改革の徹底・教育研究の質的向上 ○社会人のリカレント教育の環境整備
○若手研究者安定的雇用、博士課程学生支援 ○大学施設の改修 など
- ・ OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、必要な予算を財源措置し、真に必要な教育投資を確保
- ・ その際、客観的な根拠に基づくPDCAサイクルを徹底し、国民の理解を醸成

3. 新時代の到来を見据えた次世代の教育の創造

- ・ 超スマート社会(Society 5.0)の実現など、社会構造の急速な変革が見込まれる中、次世代の学校の在り方など、未来志向の研究開発を不断に推進
- ・ 人口減少・高齢化などの、地域課題の解決に向け、「持続可能な社会教育システム」の構築に向けた新たな政策を展開
- ・ 次世代の教育の創造に向けた研究開発と先導的な取組を推進

第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群

第1部で示した5つの基本的な方針ごとに、

- ①教育政策の目標
- ②目標の進捗状況を把握するための測定指標及び参考指標
- ③目標を実現するために必要となる施策群を整理



基本的な方針

教育政策の目標

測定指標・参考指標(例)

施策群(例)

1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要な力を育成する

- (1)確かな学力の育成<主として初等中等教育段階>
- (2)豊かな心の育成<>
- (3)健やかな体の育成<>

- 知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等の資質・能力の育成がとれた個人を育成し、OECDのPISA調査等の各種国際調査を通じて世界トップレベルを維持

- 新学習指導要領の着実な実施等

2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する

- (4)問題発見・解決能力の修得<主として高等教育段階>
- (5)社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成<生涯の各段階>
- (6)家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進<>

- 自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合の改善
- いじめの認知件数に占める、いじめの解消しているものの割合の改善

- 子供たちの自己肯定感・自己有用感の育成

3 生涯学び、活躍できる環境を整える

- (7)グローバルに活躍する人材の育成
- (8)大学院教育の改革等を通じたイノベーションを牽引する人材の育成
- (9)スポーツ・文化等多様な分野の人材の育成
- (10)人生100年時代を見据えた生涯学習の推進
- (11)人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進
- (12)職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進
- (13)障害者の生涯学習の推進

- 外国人留学生30万人を引き続き目指していくとともに、外国人留学生の日本国内での就職率を5割とする
- 修士課程修了者の博士課程への進学率の増加など
- これまでの学習を通じて身に付いた知識・技能や経験を地域や社会での活動に生かしている者の割合の向上
- 大学・専門学校等での社会人受講者数を100万人にする

- 日本人生徒・学生の海外留学支援
- 大学院教育改革の推進

4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する

- (14)家庭の経済状況や地理的条件への対応
- (15)多様なニーズに対応した教育機会の提供
- (16)新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の整備等
- (17)ICT利活用のための基盤の整備

- 生活保護世帯に属する子供、ひとり親家庭の子供、児童美育施設の子供の高等学校等進学率、大学等進学率の改善など
- 小中学校の教諭の1週間当たりの学内勤務時間の短縮
- 学習者用コンピュータを3クラスに1クラス分程度整備
- 緊急的に老朽化対策が必要な公立小中学校施設の未改修面積の計画的な縮減

- 教育へのアクセスの向上、教育費負担の軽減に向けた経済的支援
- 教職員指導体制・指導環境の整備

5 教育政策推進のための基盤を整備する

- (18)安全・安心で質の高い教育研究環境の整備
- (19)児童生徒等の安全の確保
- (20)教育研究の基盤強化に向けた高等教育のシステム改革
- (21)日本型教育の海外展開と我が国への教育の国際化

- 私立学校の耐震化等の推進(早期の耐震化、天井等落下防止対策の完了)
- 学校管理下における障害や重度の負傷を伴う事故等の発生件数の改善

- 安全・安心で質の高い学技施設等の整備の推進
- 学校安全の推進

【参考資料 3】

能勢町総合教育会議設置規則

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1条の4第1項の規定により、町長と教育委員会が、円滑に意思疎通を図り、能勢町の教育課題及び目指す姿等を共有しながら、同じ方向性のもと、連携して効果的に教育行政を推進していくため、能勢町総合教育会議(以下「会議」という。)を設置する。

(構成員)

第2条 会議は、町長及び教育委員会をもって構成する。

(会議)

第3条 会議は、町長が招集する。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、町長に対し、協議すべき具体的な事項を示して、会議の招集を求めることができる。
- 3 会議において構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(意見聴取)

第4条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるとときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第5条 会議は公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が著しく害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(議事録)

第6条 町長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。

(事務局)

第7条 会議の事務局を能勢町総務部総務課に置く。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、町長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

能勢町総合教育会議運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、能勢町総合教育会議設置規則（平成27年能勢町規則第11号、以下「規則」という。）第8条の規定により、能勢町総合教育会議（以下「会議」という。）の会議その他議事運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会議)

第2条 会議は、規則第3条の規定により、町長が招集する。

2 規則第3条第2項の規定により教育委員会が会議の招集を求める場合は、協議すべき具体的事項を教育委員会議の議を経て行わなければならない。

3 会議の議長は、町長をもって充てる。

(招集)

第3条 町長は、会議を招集しようとするときは、会議開催の日時及び場所並びに会議に付議するべき事件をあらかじめ構成員に通知し、併せて告知しなければならない。ただし、緊急の場合で直ちに協議の必要性が生じた場合については、この限りでない。

2 町長は、規則第4条の規定により会議の協議に必要と認めるときは、関係者又は学識経験者を会議に招聘し、意見を聞くことができる。

3 町長は、前項の規定により関係者又は学識経験者を招聘しようとする場合は、教育委員会の意見を参照しなければならない。

(会議の非公開等)

第4条 町長は、規則第5条ただし書により会議を非公開とすることができます。

2 前項の規定により会議を非公開とするときは、前条の告知に明示しなければならない。

3 会議の傍聴に関する必要な事項は、能勢町教育委員会傍聴人規則（昭和31年教委規則第2号）を準用する。この場合、「教育委員会」を「総合教育会議」と「委員長」を「町長」と読み替えて運用する。

(議事録)

第5条 町長は、規則第6条の規定により議事録を作成した場合、町長が指名する2人の構成員の署名をもって確定するものとする。

2 議事録の公表は、能勢町ホームページに掲載して行う。ただし、会議で特に必要と認める場合についてはこの限りでない。

(議事録の記載事項)

第6条 議事録に記載する事項は、次のとおりとする。

(1) 開催日時及び場所

(2) 会議に出席した者の職及び氏名

(3) 議題及び議事

(4) その他、町長が必要と認める事項

(欠席の届出)

第7条 会議の構成員は、会議に出席することができないときは、あらかじめ理由を付して町長に届け出なければならない。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか会議の議事運営等に関し必要な事項は、町長が会議に諮つて定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月24日から施行する。